

熱海市道路等小規模施設修繕業務委託仕様書

第一節 総則

第1条 適用

この仕様書は、熱海市が発注する道路等小規模施設修繕業務委託（以下「業務」という。）の施工に関し適用する。

第2条 現場写真

現場写真は、施工の場所及び出来型が判別できるものとし、同一位置から工事の着手前及び完成並びに施工中を撮影したもの各1枚以上を業務完了届に添付して、提出するものとする。

第3条 検収単位

検収単位は、別表単位表の検収単位とし、直近下位は四捨五入とする。ただし、業務指示書による1回当りの数量が検収単位に満たないときは、検収単位に切り上げるものとする。

第4条 標示板

「静岡県土木工事共通仕様書」に定める標示板は設置しないものとする。

第二節 排水施設工

第5条 側溝工

- 1 道路側の埋め戻しには、再生クラッシャーラン（RC-40）を使用し、タンパ（60～100kg）により、十分締め固めなければならない。
- 2 コンクリートは、18-8-20（25）-BBとする。

第6条 コンクリート溝蓋工

コンクリートは、車道用・歩道用ともに24-8-20（25）-Nとする。

第7条 グレーチング溝蓋工

設置するに当たっては、所定のボルトまたは鎖等によって固定しなければならない。

第8条 溝蓋取り外し及び布設

- 1 溝蓋は既設のものを使用するものとする。
- 2 既設溝蓋が破損している場合は監督員の指示を受けなければならない。

第9条 溝蓋設置工（設置手間）

溝蓋は監督員の指示による支給品を使用するものとする。

第三節 安全施設工

第10条 歩車道境界ブロック工

基礎コンクリートは、18-8-20（25）-BBとする。

第11条 防護柵工

ガードレールを補修するに当たり必要に応じてガードレール用視線誘導標を施工しなければならない。

第 12 条 視線誘導標工

使用材料は監督員の承認を得なければならない。

第 13 条 道路反射鏡工

道路反射鏡背面に、ミラー製造業者・設置年月日及び管理者名を記入しなければならない。

第四節 清掃工

第 14 条 路肩整正工

- 1 外側線の設置箇所では、交通の安全確保のため土被り等のないよう十分留意して施工しなければならない。
- 2 路肩整正は原則として機械施工とするが、やむを得ない場合は人力施工することができるものとする。ただし、この場合はあらかじめ監督員の承諾を得るものとする。

第 15 条 排水施設清掃工

土砂は、底版が見える程度に除去し速やかに処理しなければならない。

第 16 条 人力路面清掃工

- 1 人力路面清掃工（A）は、路面・横断歩道橋・地下横断歩道及び歩道上の土砂・塵埃・落葉等を、人力により収集、清掃するものとする。
- 2 人力路面清掃工（B）は、路肩等に散在している土砂、紙屑等を人力により収集、清掃するものとする。
- 3 人力路面清掃工（C）は歩道等に散在している土砂、紙屑等を人力により収集、清掃するものとする。

第 17 条 標識清掃工

清掃を行うに当り材質を痛めないように丁寧に布等で拭きとらなければならない。

第 18 条 除草工

草やゴミ等の処理は適正に処分しなければならない。

第五節 土工

第 19 条 土工

- 1 人力床堀とは、土砂を掘り起こしてその付近に置くまでの作業で、はね上げ・はね付けまたは積み込みの一連の作業を含めたものをいう。
- 2 埋め戻しとは、仮置きされた土砂を 3 m 程度投棄し、さらに敷均しするまでの一連の作業をいう。
- 3 残土処理とは、人力により積み込みされた土砂を 4 km 以内に投棄することをいう。
- 4 人力盛土とは、良質購入土（山土）を敷均し、タンパ（60～100kg）により締め固める作業をいう。

第 20 条 崩土除去工

法面の崩壊等により路面に出た土砂を搬出する。法面が再び崩壊する危険がある場合は監督員の指示を受けなければならない。

第21条 取り壊し工

- 1 構造物の取り壊し・はつりは、他の部分を損傷させないよう十分注意しなければならない。
- 2 アスファルト舗装は、アスファルトカッターで切断後取り壊すものとする。
- 3 コンクリート、アスファルト殻は、中間処理場へ処理するものとする。

第六節 その他施設工

第22条 基礎工

- 1 砕石基礎工の材料は、再生クラッシャーラン（RC-40）とする。
- 2 均しコンクリート基礎工の材料は、18-8-20（25）-BBとする。

第23条 鉄筋工

- 1 配筋又は差し筋を必要とする場合は、監督員の指示を受けなければならない。
- 2 差し筋は、20 cm程度削孔し、径 16 mm長さ 30 cmの異径鉄筋を挿入するものとする。

第24条 接着工

接着剤を必要とする場合は、監督員の指示を受けなければならない。

第25条 コンクリート工

- 1 構造物の打ち継ぎ面は、十分清浄にして打設しなければならない。
- 2 コンクリートは、無筋構造物は 18-8-20（25）-BB、鉄筋構造物は 24-8-20（25）-BBとする。

第26条 鋼製品設置工

使用鋼材については監督員の承諾を得るものとし、製作・設置にあたっては監督員の指示を受けなければならない。

第27条 砂散布工

- 1 砂の散布は、100 m²当り 0.4 m³の割合での散布を標準とし、飛散した砂はほうき等で掃きとらなければならない。
- 2 作業完了後は、直ちに監督員に報告しなければならない。

第七節 舗装工

第28条 舗装復旧工

舗装復旧が可能な状態にある場合は速やかに復旧し、交通の解放をしなければならない。

第29条 インターロッキング工

- 1 発生材使用する場合、既設インターロッキングを取り外す場合は破損させないようにしなければならない。
- 2 購入する材料については監督員の承認を得なければならない。

第八節 橋守(橋梁小規模修繕工)

第30条 排水柵清掃工

橋梁の排水柵の土砂詰まりを、人力により除去する。ただし、人力により除去できない場合

は、監督員と施工方法等について協議すること。

第31条 沓座清掃工

沓座および沓座まわりに堆積した土砂等を人力により除去する。ただし、足場は、はしごを基本とするが、監督員と施工方法等について協議すること。

第32条 伸縮継手部清掃工

伸縮継手部に堆積した土砂等を人力により除去する。ただし、人力により除去できない場合は、監督員と施工方法等について協議すること。

第33条 地覆清掃工

地覆部の路肩側に堆積した土砂等を人力により除去する。ただし、人力により除去できない場合は、監督員と施工方法等について協議すること。

第九節 雑工

第34条 支障木等撤去工

発生した枝葉等は適正に処分しなければならない。

第35条 バリケード等設置工

- 1 溝蓋・防護柵部材等の搬入に日数のかかる製品を使用する業務の遂行前の一時的処理であるので、監督員の指示を受けたら直ちに業務を遂行しなければならない。
- 2 バリケードは2m当り1基を設置するものとし、各々のバリケードには赤色灯を付けなければならない。
- 3 規制標識(311-F)は、1箇所当り2基設置を基準とするが監督員の指示がある場合は、この限りではない。
- 4 バリケード及び標識は、砂袋等で固定しなければならない。
- 5 バリケード等設置期間中は、その維持管理をしなければならない。

第36条 パトロール工

- 1 道路のパトロール（巡回）は、監督員より指示された時に行うものとする。
- 2 道路パトロール中緊急な措置を要する異状を発見した時は、直に監督員に連絡すると共に、処置のできる体制をとるものとする。
- 3 パトロールの報告及び書類の提出については、別紙様式第1-1号に記録し、異状を発見した時は、必要に応じて写真等を添付のうえ提出するものとする。

第37条 作業及び調査

監督員の指示により早急に現場の調査又は作業を行うものとする。

第38条 交通整理

交通量が多く作業を行うことが危険な場合は交通整理人を配置するものとする。その場合は事前に監督員と人員の配置等を協議しなければならない。

第39条 待機

- 1 緊急対応が必要な場合は、監督員の指示により会社あるいは現場に作業員を配備するものとする。

- 2 配備した時間のうち、維持作業がなかった時間を対象とする。
- 3 待機期間中は、監督員との連絡体制を確立しなければならない。
- 4 待機業務は、別紙様式第 1－2 号に記録し提出するものとする。

第十節 災害対策基本法関係

第 40 条 災害対策基本法に基づく作業

- 1 業務委託の区域内またはこれに隣接し若しくは近接する区域において災害が発生した場合、災害対策基本法第 76 条の 6 に基づき道路管理者が区間指定した道路に対し、監督員より緊急車両の通行空間確保に必要な作業（車両の撤去等）を要請されたときには、対応の可否を速やかに監督員に報告しなければならない。
- 2 前項の要請に基づき対応を行う際は、道路管理者の名義と責任のもと作業を行うものとする。
- 3 道路管理者より委託されていることを示す身分証明書の交付を発注者から受け、作業の際は携行するものとする。
- 4 その他定めない事項については監督員と協議すること。

第十一節 緊急体制

第 41 条 緊急対応における体制確保（休日夜間を含む）

監督員より緊急対応の指示があった場合は、現場へ速やかに到着できる体制をとらなければならない。